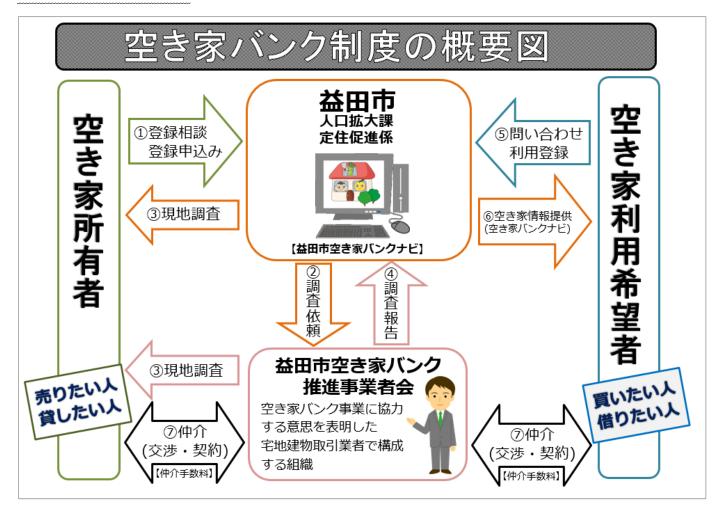
空き家利用希望者

益田市は空き家バンク制度を創設し、空き家の情報を提供しています。

この制度は、自分の持っている空き家を賃貸もしくは売却してもいいというお考えをお持ちの方と、<u>益田市で生活するために住宅を探している方にその意思を登録していただき、空き家の有効活用を図る制度です。</u>



空き家を買う・借りるまでの手順

- 「益田市空き家バンクナビ」に掲載された空き家を購入または賃借したい方(利用希望者)は、「益田市空き家バンク利用登録申込書(様式第4号)」及び「誓約書(様式第5号)」に必要事項を記入、押印していただき、人口拡大課へお申し込みください。
- 利用希望物件があれば、人口拡大課にお問い合わせください。担当宅建業者と日程調整の上、現地見学をして物件の状態や賃貸・売買の諸条件をご確認ください。複数の見学希望がある場合は申し込み順となります。(見学をしないで、物件を購入、賃借することはできません。)
 - ※見学の際は、物件に現地集合となります。
- 3 見学後、1週間以内に交渉希望またはキャンセルの連絡を人口拡大課にお知らせください。交渉希望 の場合、人口拡大課から担当宅建業者に連絡します。
 - 所有者が交渉可とした場合、担当宅建業者の仲介により交渉・契約を行います。その場合、法律で定められた仲介手数料が必要となります。(※1)
- 4 空き家バンク登録物件の中には、担当宅建業者がいない物件もありますので、その場合は当事者間での交渉・契約となります。個人同士での交渉が不安な方は、宅建業者の仲介をご検討ください。市は安心安全な取引をしていただくために宅建業者の仲介を推奨しています。

空き家バンク利用にあたっての注意点

- 1. 空き家バンク登録物件を見学するにあたっては、「益田市空き家バンク利用登録申込書」及び「誓約書」をご提出 ください。
- 2. 益田市は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家所有者と利用希望者で行う物件の賃借・売 買に関する交渉、契約等に関しての仲介は行いません。
- 3. 空き家所有者と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者 間で解決をお願いします。
- 4. 交渉・契約等について、宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和 27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 5. 空き家バンク登録物件の中に、「益田市空き家バンク推進事業者会」と連携を図っていない物件があることをご留 意ください。
- 6. 空き家バンク登録物件に入居した利用希望者は、市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調 して生活するよう努めてください。

益田市空き家バンク推進事業者会 会員名簿

事業者名	住所	事業者名	住所
(株)アーブル不動産	久城町 1117-13	益田不動産(株)	駅前町 35-6
(株)エルエスケイ山陰販売	駅前町 15-19	マノ不動産	三宅町 2-32 文研ビル 104
新日本不動産	乙吉町イ 323-7	三谷コンサルタント合同会社	美都町三谷 1318
(有)第一ホーム益田	乙吉町イ 342-1	(有)明正商事	乙吉町イ 337-1
徳栄建設(株)	下本郷町 454-1	(株)ランドマック	大谷町 37-2
(有)日商	あけぼの西町 9-18 日商ビル	(有)大清建設	常盤町 9-13
不動産サービス大畑事務所	あけぼの西町 8-12	(株)ヨネダ	美都町山本イ 380-3
(株)まえだ	高津五丁目 30-14		



益田市の空き家物件をお探しの方は、こ ちらのページをご覧ください。



マップで探す

条件で探す

(URL) http://akiyabank.masudanohito.jp/



田畑と山に囲まれた場所にある平

売買 152万円



田畑が広がる場所にある二階建て





文化施設の近くにある平屋建ての





各種タグについて (+)

売買 1,000万円



